

2017年12月11日

特定非営利活動法人
消費者市民サポートちば 御中

株式会社ティップネス
代表取締役 武信 幸次



申入書に対するご回答

貴法人より2017年（平成29年）11月6日付け頂戴しました「申入書」につきまして、下記のとおりご回答申し上げます。

記

申入書第1 -1 実施する広告等について

従来より特典のついたキャンペーンを実施する際には広告等において、特典に関する表示の近くに在籍期間等の在籍条件の有無・内容は記載しておりますが、今後は文字のポイントを、公的な広告表示のガイドラインに則って、さらにお客様に分かりやすいように変更して参ります。

但し、在籍期間を満了した場合に当該期間に支払うことを要する会費の総額及び在籍期間を満了せずに退会した場合に負担することとなる費用の総額を記載する事は、各店毎、各会員種類毎に金額が異なり、多岐に亘ることから、これらを記載するのは困難と思料する次第です。

申入書第1 -2 スタートアップ会員特典に関する広告について

こちらも従来よりスタートアップ会員に関する広告において、減額後の月会費の近くに在籍期間等の在籍条件の有無・内容を記載しておりますが、一部媒体に不備がございましたので変更をいたします。また、文字のポイントにつきましては、公的な広告表示のガイドラインに則って、さらにお客様に分かりやすいように変更して参ります。

但し、在籍期間を満了した場合に当該期間に支払うことを要する会費の総額及び在籍期間を満了せずに退会した場合に負担することとなる費用の総額を記載する事は、各店毎、各会員種類毎に金額が異なり、多岐に亘ることから、これらを記載するのは困難と思料する次第です。

申入書第 1-3 会則第 8 条について

会則第 8 条 2 項に規定のとおり、ご来店頂いて手続をすることが物理的に不可能又は困難な状況にあった場合には、例外の対応しておりますが、会員が退会を希望する場合には、ご本人が来店して退会手続をすることが原則となっております。これは退会に限らず、入会においてもご本人が来店して入会手続をすることになっており、また会員としての施設利用もご本人による来店により行われていますので、退会の手続も会員本人の意思を確認した上で必要な手続やそれに伴うご案内に遺漏が無いようにご来店頂くことを基本としております。また来店による手続をお願いしているのは、退会月までの未払金があった場合の対応、電話での申し出を受けた場合に生じるトラブル(証拠となる書面が残らない為)、郵送等の書類のやり取りで生じるトラブル(やり取りにかかる時間、書類の送付・受領に関しての確実性など)の回避も考慮しており、合理的な理由に基づくものと思料します。

上記の通りですので、会則 8 条 1 項において、来店による退会の手続を原則としても「退会を希望する解除権行使の機会を奪い、退会を困難にして」「消費者の利益を一方的に害する」ものではなく、消費者契約法第 10 条に違反するものとはいえないと思料します。

以上